

## II 総務企画課（総務課・企画課）業務の概要

### 1 庶務に関すること

歳入、歳出、人事、予算、財産、給与、福利厚生、文書收受、児童福祉法の規定による費用徴収

### 2 医務に関すること

医療法、臨床検査技師等に関する法律、歯科技工士法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法等に規定された施設関係等

- ・ 病院・診療所及び助産所の開設、変更、廃止等に関する申請及び届出等
- ・ 医療法人に関する申請及び届出
- ・ 医療施設に対する立入検査
- ・ 巡回診療実施計画の届出
- ・ 診療放射線設備の設置等の届出
- ・ 衛生検査所の登録の申請・変更等の届出及び立入検査
- ・ 歯科技工所の開設・変更等の届出及び立入検査
- ・ 施術所の開設・変更等の届出及び立入検査
- ・ 救急医療機関の認定申請等

### 3 薬務に関すること

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、千葉県薬物の濫用の防止に関する条例、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び薬剤師法関係等

- ・ 薬局、医薬品販売業等の許可申請、変更等の届出及び監視指導
- ・ 再生医療等製品販売業の許可申請、変更等の届出及び監視指導
- ・ 医療機器販売業、医療機器貸与業の許可申請又は届出、変更等の届出及び監視指導
- ・ 認定薬局の認定申請、変更等の届出及び監視指導
- ・ 毒物劇物製造業・毒物劇物輸入業・毒物劇物販売業等の登録申請、変更等の届出及び監視指導
- ・ 覚醒剤（覚醒剤原料）取扱者の監視指導
- ・ 麻薬・向精神薬取扱者（病院・診療所・薬局等）の監視指導
- ・ 不正栽培大麻・けしの撲滅（広報・抜去）
- ・ 薬物乱用防止対策（覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、麻薬、シンナー等）
- ・ 献血の推進（管内市町村の献血目標及び実施計画に関する調整、献血への理解を深めるための普及啓発）
- ・ 災害用備蓄医薬品、防疫用薬剤、医療資機材の管理等
- ・ 患者のための薬局ビジョンの推進
- ・ 後発医薬品の使用促進

### 4 免許等に関すること

保健医療関係技術者の免許等申請に関すること（申請・書換え等）

- ・ 厚生労働大臣：医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・診療放射線技師・臨床検査技師・衛生検査技師（新規申請を除く）・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・管理栄養士
- ・ 知事：准看護師・栄養士・登録販売者（販売従事登録）
- ・ 死体解剖資格認定申請

## 5 医療施設等の調査に関すること

- ・ 医療施設動態（静態）調査、病院報告
- ・ 医師・歯科医師・薬剤師統計、保健師・助産師・看護師等の医療従事者の調査
- ・ 患者調査、受療行動調査

## 6 人口動態統計、保健衛生上の統計及び調査に関すること

- ・ 人口動態調査
- ・ 国民生活基礎調査 等

## 7 情報の収集、整理及び活用に関すること

保健・医療・福祉に関する情報を幅広く収集、整理及び分析し、企画・立案に活用するとともに、情報を関係機関及び住民に対して積極的に提供する。

### (1) 情報の収集と整理

- ア 市町村（住民）ニーズの把握・分析
- イ 各種団体等にかかる情報の収集・分析

### (2) 情報の活用

- ア 保健・医療・福祉情報の提供
- イ 「保健所だより」、「ホームページ」を活用した広報、啓発

## 8 地域が抱える課題に即した調査・研究に関すること

地域が抱える課題に即し、地域住民の実情を踏まえた、管内における健康づくりの立案や問題解決に資する実効性のある調査・研究を積極的に推進する。

## 9 企画及び調整に関すること

保健・医療・福祉の連携、管内における各種計画の策定に伴う課題や健康ちば21の推進を図る。

### (1) 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議の運営

保健医療計画を推進するための圏域の課題、地域医療構想の推進に関する事項等についての検討などを行う。

### (2) 保健・医療・福祉に関する総合相談窓口

地域特性に対応した、保健・医療・福祉に関する相談や情報提供を行い、地域住民へのワンストップサービスを提供する。

### (3) 協議会等の運営

健康福祉センター運営協議会 外

### (4) 保健所保健・福祉サービス調整推進事業

在宅療養者に対する支援体制を推進するため、保健・福祉サービス調整推進会議を開催し、関係者の連携強化に努めるとともに、人材確保及び資質の向上にかかる事業等を実施する。

### (5) 管内市町村との連絡調整・情報交換

### (6) 所内調整

## 10 地域保健従事者研修・保健所実習に関すること

市町村の保健師・栄養士等の地域保健従事者に対し、従事年数による段階的研修、職種横断的研修等の研修を体系的に企画・立案し、実施する。

また、医師、保健師、助産師、看護師等を目指す実習生の受入れについて、カリキュラム等の策定・調整を行うほか、臨床研修医に対して地域保健医療に関する研修を実施する。